八十　N―（二―フルオロフェニル）―二―メトキシ―N―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）アセトアミド及びその塩類

第一条中第七十一号を第七十六号とし、第七十号を第七十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十五　N―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）―N―フェニルフラン―二―カルボキサミド及びその塩類

第一条中第六十九号を第七十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十三　N―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）―N―フェニルテトラヒドロフラン―二―カルボキサミド及びその塩類

第一条中第六十八号を第七十号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十一　N―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）―N―フェニルアクリルアミド及びその塩類

第一条中第六十七号を第六十九号とし、第六号から第六十六号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六　N―（一―アミノ―三―メチル―一―オキソブタン―二―イル）―一―（シクロヘキシルメチル）―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

七　N―（一―アミノ―三―メチル―一―オキソブタン―二―イル）―一―ペンチル―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

附　則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　安倍　晋三